

東京都医療機関向け救急通訳サービス利用規程

平成29年3月31日28福保医政第2414号
一部改正 平成30年3月13日29福保医政第2218号
一部改正 令和2年1月31日31福保医政第1827号

(目的)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、都内の医療機関に救急で来院した外国人患者が、日本語が不自由なために診療等に支障を来す場合に、外国人患者が安心かつ安全に医療を受けることができるよう、医療機関からの依頼を受け電話による通訳サービスを実施するものとする。

(利用登録)

第2条 救急通訳サービスの利用を希望する都内の医療機関は、「東京都救急通訳サービス利用登録書」（様式1）を事前に都に提出し、利用登録を行うものとする。

(登録医療機関の役割)

第3条 第2条に定める利用登録をした医療機関（以下「登録医療機関」という。）は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 救急通訳サービス利用時における外国人患者に対する同意の確認
- (2) 都が依頼する救急通訳サービスに関するアンケート等への協力
- (3) 救急通訳サービスを円滑に実施するための協力

(救急通訳サービス)

第4条 都が行う救急通訳サービスは以下のとおりとする。

- (1) 救急通訳サービスを利用できるのは都内の医療機関のみとする。ただし、都が別に指定する者についても利用できるものとする。
- (2) 救急通訳サービスは外国人患者が救急で来院した場合に、医療機関従事者と外国人患者及びその家族との通訳にのみ利用できるものとし、医療機関従事者以外の第三者と外国人患者との通訳は行わない。
- (3) 対応言語及び対応時間は以下のとおりとする。

なお、年末年始の期間（12月29日から1月3日まで）は祝日扱いとする。

対応言語	対応時間
英語・中国語	24時間365日
韓国語・タイ語・スペイン語	平日 17時から20時まで
フランス語	土日祝日 9時から20時まで

- (4) 救急通訳サービスは、登録医療機関からの依頼に対して通訳を行うものとし、外国人患者からは依頼できないものとする。
- (5) 救急通訳サービスは無料で実施する。ただし、通話料は医療機関の負担とする。
- (6) 登録医療機関は通訳を依頼するに当たり、外国人患者に対して事前に口頭又は書面で同意を得なければならない。登録医療機関は書面で同意を求める場合、「救急通訳サービスの利用に関する同意書」(様式2)を利用することができる。
- (7) 登録医療機関は救急通訳サービスを利用する際は、医療機関名・所属部署・氏名・通訳を依頼する言語を伝え、救急通訳サービスを実施するものとする。
- (8) 利用登録をしていない医療機関が、やむを得ず救急通訳サービスを利用する場合は、(9)に定める内容について都から説明を受け、了承した上で利用することができるものとする。この場合には、都は、医療機関が外国人患者の同意を得ていることを確認の上救急通訳サービスを行うものとし、医療機関は、救急通訳サービスの利用終了後、速やかに「救急通訳サービス利用登録書」(様式1)を都に提出しなければならない。
- (9) 救急通訳サービスにおける通訳過誤等について、都及び救急通訳サービス業務受託事業者は医療機関及び外国人患者に対して賠償の責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 都及び医療機関は、救急通訳サービスの実施に際し、知りえた個人情報第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。

附 則

- 1 この利用規程は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による利用登録は、施行日前においても行うことができる。

附 則

この利用規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この利用規程は令和2年1月31日から施行する。